

令和7年度第2回山元町都市計画審議会会議録

- 1 内容 山元都市計画下水道の変更について
都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定の進捗状況について

2 概要

- (1) 日時 令和8年1月14日(水) 15時00分～15時52分
- (2) 会場 山元町防災拠点・山下地域交流センター3階会議室5
- (3) 審議委員
(敬称略)
- ・岩見 圭記 ・西内 和洋 ・藏本 博昭 ・成田 建治
 - ・伊達 睦雄 ・大和 晴美 ・渡邊 千恵美 ・齋藤 俊夫
 - ・森 千賀子(欠席) ・齋藤 緑 ・大槻 隆徳
- (4) 事務局
- ・山元町建設水道課
 - 課長 山本 勝也
 - 上下水道班 班長 手塚 利幸
 - 都市計画班 班長 八楸 智浩
 - 主事 谷津田 直紀
- (5) 受託者
- ・株式会社オオバ
 - 管理技術者 宮崎隆一
 - 担当者 増田陽介
- (6) 会議議事録
以下の通り

(進行：山本課長)

1 開式

それでは定刻となりましたので、これより令和7年度第2回山元町都市計画審議会を開会いたします。

本日はご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。皆さま、本年もどうぞよろしくお願いいたします。

本日の都市計画審議会は、山元都市計画下水道の変更に向けた議案提案のほか、都市計画マスタープランおよび立地適正化計画策定の進捗状況についての連絡となります。

前回と同様に、業務補助として受注者である株式会社オオバより、宮崎と増田を同席させておりますので、よろしくお願いいたします。また、森委員についてはあらかじめご欠席の報告をいただいております。

それでは、審議に先立ちまして、伊達会長よりご挨拶をいただきます。会長、よろしくお願いいたします。

2 挨拶

(伊達会長)

皆さま、明けましておめでとうございます。この挨拶が通用するのも今日までということで、本日はどんと祭があります。正月明け早々、非常に慌ただしい状況となっておりますが、我々としてもしっかりと審議していきたいと考えております。

本日は第2回ということで、当初の予定では12月末頃に開催する予定もありましたが、様々な都合により、若干遅れての開催となりました。その点も含め、後ほど事務局から今後の進行状況について説明があるかと思っております。

本日の審議案件は、下水道に関する1件となっておりますので、皆さまにおかれましては十分にご審議いただき、良い結果となるようご協議をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

3 審議事項

(山本課長)

伊達会長、ありがとうございました。

それでは早速、審議事項である「山元都市計画下水道の変更」に入らせていただきます。

ここからは、山元町都市計画審議会条例第6条第1項に基づき、伊達会長を議長として議事を進めていただきます。会長よろしく願います。

(伊達会長)

それでは、次第に基づき進めさせていただきます。

今回は、山元都市計画下水道の変更について、都市計画審議会の議決が必要とのことですので、議案の説明を事務局からお願いします。

◆山元都市計画下水道の変更についての議案説明

(八鍬班長)

都市計画班、八鍬でございます。よろしく願います。着座にて説明をさせていただきます。

それでは、お手元の資料の次第の次のページにあります、議案第1号「山元都市計画下水道の変更について」をご覧ください。

今回の都市計画の変更対象となります下水道の名称は「山元町特定環境保全公共下水道」となります。

変更内容として3点ございます。

1点目は、「排水区域の縮小」です。現在の計画区域である約528haを50haほど縮小し、約478haとするものです。

2点目は、下水道渠のうち「第2放流渠」の整備を廃止するものです。

3点目は、主要施設のうち「水処理施設」の一部を廃止するものです。

それぞれの変更理由について、概要をご説明いたします。

1点目の排水区域の縮小ですが、前回9月の都市計画審議会でもご説明いたしました「立地適正化計画」との整合を図るため、立地適正化計画の中で定める「居住誘導区域」のうち、現在下水道区域に含まれていない部分を新たに下

水道区域に追加するものです。

また、現在の下水道区域のうち、東日本大震災後に災害危険区域に指定され、住宅等が建設されていない区域等を削除し、その一方で、住宅等が存在し下水道への接続が可能な部分は追加を行うなど、土地の利用方法に見合った形で下水道区域を再編するものです。

2点目の下水道渠につきましては、牛橋地区にあります山元浄化センターの処理水を牛橋公園の修景用水として再利用するために、整備が計画されていた放流管ですが、震災後に町内で噴水などの親水施設を備えた公園が、つばめの杜中央公園や深山山麓少年の森に整備された現状を踏まえ、処理水の再利用を行わないこととして事業を見直したため、この計画を削除するものです。

3点目の主要施設につきましては、山元浄化センターの処理水の放流水質基準の緩和により、浄化センター内にある「砂ろ過設備」の計画を廃止するものです。

また、排水区域の縮小と将来的な人口減少による処理水量の減少に伴い、浄化センター内で老朽化している「活性汚泥処理施設」の一部を廃止するものです。

それぞれの詳細については、この後、資料2及び3にて改めてご説明いたしますが、その前に本審議会にて議案提案を行う根拠法令について、事前にご説明させていただきます。

資料1「根拠法令抜粋」をご覧ください。都市計画法の条文を抜粋し、一部省略した上で掲載しております。

はじめに第19条「市町村の都市計画の決定」です。

第1項、市町村は、市町村都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定するものとする。とあります。

本日の都市計画審議会にて、本町の都市計画施設であります「山元都市計画下水道」の変更について議案提案している根拠がこちらになります。

なお、本審議会は伊達会長の招集により開催されておりますが、その前段として山元町長より、山元町都市計画審議会に対し、今回の都市計画の変更について意見や判断を求めるための、「諮問」の文書を受理しております。

そのため、本日の審議結果については、都市計画審議会長から町長宛てに「答申」として回答をさせていただきます。

次に第2項、市町村は、都市計画の案を都市計画審議会に付議しようとするときは、第17条第2項による意見書の要旨を都市計画審議会に提出しなければならない。とありますが、今回は意見書の提出がありませんでしたので、本審議会に要旨の提出もありません。

第17条「都市計画の案の縦覧等」の第1項です。市町村は都市計画を決定しようとするときは、その旨を公告し、都市計画の案を2週間公衆の縦覧に供しなければならない。とあります。こちらは、昨年10月27日に告示し、2週間の縦覧期間を既に終えております。

第2項、公告があったときは、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、意見書を提出することができる。とありますが、縦覧期間内に意見書の提出はありませんでしたので、先ほど申し上げました第19条第2項に基づく、意見書の要旨の提出はございません。

最後に、第16条「公聴会の開催等」の第1項です。市町村は、都市計画の案を作成しようとする場合において、必要があると認める時は、公聴会の開催等、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。とあります。

こちらは、昨年10月7日に住民意見交換会を開催いたしましたでしたが、意見はありませんでした。

以上で、議案書及び資料1根拠法令の説明を終わります。続けて、資料2と3を用い、上下水道班の手塚班長より、図を用いて詳細の説明をさせていただきます。

(手塚班長)

それでは、説明を始める前に前段としまして、今回の計画変更につきましては、汚水処理に関する下水道事業に関するものであり、雨水排水事業とは別の計画となっております。

この点につきまして、あらかじめご承知おきをお願いいたします。

資料2につきましては、山元町特定環境保全公共下水道、総括図となります。こちらは今回の変更対象となる下水道の排水区域及び下水管渠及び処理場が記載されております。こちらの黒塗りの部分が下水道の排水区域となり、赤が今回追加する区域、黄色が廃止する区域となります。

次に下水道管渠と主要施設につきましては、図面右上の小さな赤文字部分の

山元浄化センターが対象となります。

続いて資料3をご覧ください。「1. 山元町の汚水処理状況」について、まず、本町の汚水処理の現状についてご説明いたします。

町の北部は今回の審査の対象となります『特定環境保全公共下水道』により整備されております。

一方、南部は「農業集落排水事業」による整備が進められてまいりました。これら以外の区域につきましては、「合併処理浄化槽」による個別処理で汚水を処理しております。

公共下水道事業については、昭和54年に認可を受け、山元浄化センターと山下・西花釜・花釜地区の整備に着手し、平成5年4月より供用を開始しております。

続いて、農業集落排水事業については、昭和53年度に旧JR山下駅周辺の花釜地区で事業に着手し、その後、昭和60年度から坂元地区、さらに中浜、磯、上平の4地区で整備を進めてまいりました。その後、花釜地区につきましては、人口増加や施設の老朽化に伴い、平成17年度に公共下水道へ編入しております。

また、震災により沿岸部の下水道施設が被災したため、中浜地区と磯地区の一部は廃止されましたが、現在は上平地区と磯地区の2地区で農業集落排水事業の供用を再開しております。

さらに、坂元地区につきましては、新市街地整備による人口増加や施設の老朽化に伴い、平成30年度に公共下水道へ編入しております。現在の公共下水道の処理区域は、図のピンク色で示した範囲となっております。

なお、これら以外の区域につきましては、合併処理浄化槽による個別処理を推進しております。

2ページをご覧ください。「2. 山元都市計画下水道の見直し」について、直近では、平成29年度に区域の見直しを行っております。この見直しでは、都市計画マスタープランなどの上位計画に合わせた区域の見直し、経済的で効率的な整備を進めるため、比較検討結果に基づく区域の見直し、坂元地区の農業集落排水施設が公共下水道へ接続されたことに伴う区域の追加を行っております。

今回の計画の見直しにつきましては、「計画区域の見直し」と「効率的な施設整備のための事業計画の見直し」を行うものです。

まず1点目の下水道区域の見直しにつきましては、町内全域の事業計画の再検討、人口減少、処理施設の老朽化など、汚水処理事業を取り巻く状況が大きく変化していることが背景にございます。さらに、下水道事業の財政状況が依然として厳しいことから、より効率的な汚水処理環境を整備するため、計画区域を見直すものでございます。

計画区域の見直しにおきましては、都市計画マスタープランや立地適正化計画などの上位計画と整合を図り、住宅が既に存在し、下水道接続が可能な区域、また居住誘導区域を新たに追加いたします。

一方で、国が策定した「都道府県構想策定マニュアル」に基づく検討結果により、現在の計画区域内で住宅の建設がなく、地形的にも整備が著しく困難な区域は削除いたします。

これにより、計画区域は現在の528ヘクタールから50ヘクタール縮減し、変更後の区域面積は478ヘクタールとなります。

3ページをご覧ください。「3. 下水道事業の変更内容」について、個別の地区ごとにご説明いたします。

まず、中央の図面について、左側が上位計画である立地適正化計画に係る誘導区域図、右側が下水道事業計画区域図となっております。(1)山下地区(つばめの杜・山下地区)につきましては、山下小学校南側、山元中学校グラウンド、並びに現在道路改良工事が行われております「町道つばめの杜北線」の北側の居住誘導区域を赤色着色しており、下水道の計画区域に追加するものでございます。黄色の着色部分につきましては、先ほどご説明しました理由により削除となる区域でございます。

4ページをご覧ください。続いて、(2)宮城病院地区(合戦原・桜塚地区)につきましては、現在の計画区域内において住宅等の建設がなく、地形的にも下水道の整備が著しく困難な区域を削除するものでございます。

5ページをご覧ください。(3)坂元地区(町・下郷地区)につきましては、坂元地区の居住誘導区域と整合を図り元坂元中学校グラウンドの北側を追加し、現在の計画区域内において住宅等の建設がなく、地形的にも下水道の整備が著しく困難な区域(黄色着色部)を削除するものでございます。

6ページをご覧ください。続いて今回の計画の見直しの大きな2点目として、汚水処理施設である山元浄化センターの計画変更の内容についてご説明いたします。

山元浄化センターは牛橋公園の東側に位置し、平成5年度の供用開始から32年が経過しております。東日本大震災では大規模な被災を受けましたが、災害復旧工事により施設の延命化が図られ、現在も継続して運用されている下水道の重要な施設でございます。

② 第2放流渠整備の削除につきましては、震災以前より計画されていた牛橋公園周辺にて、浄化センターの処理水を親水公園（水に親しむ公園）として再利用する『アクアパーク事業計画』の廃止に伴い、公園へ水を送るための第2放流渠の整備を計画から削除するものでございます。こちらは計画のみで現場は着手していなかった箇所となります。

③ 主要施設の変更につきましては、さきほど説明しましたアクアパーク事業計画の廃止並びに、浄化センター処理水の放流先である高瀬川排水路の管理者（亘理土地改良区）との協議の結果、処理水の水質基準（BOD：生物化学的酸素要求量 15mg/L→20mg/L）が緩和されたことにより、高度な水処理施設の増設が不要となったことから、砂ろ過設備の計画を削除するものです。

また、今回の見直しによる処理区域の縮減及び、将来的な人口減少による処理水量の減少に伴い、浄化センター内の既存水処理施設（オキシデーションディッチ方式による活性汚泥処理を行う施設）の一部を廃止するものでございます。

7ページをご覧ください。「4. 今後の流れについて」は、以下のとおりでございます。令和7年10月7日に住民意見交換会を開催し、その後、宮城県都市計画課に事前協議を行い、10月21日に異議なしとの回答を受けております。本日の都市計画審議会による審査結果を踏まえ、都市計画法及び下水道法に基づく県との協議、関係書類の縦覧及び告示を経て、今年度内に下水道事業の計画変更を完了する見込みでございます。

都市計画下水道の変更についてのご説明は以上となります。

◆質疑応答

（伊達会長）

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さま方からご質問・ご意見をいただきたいと思っております。質問等がある方は挙手をお願いします。

皆さまに質問を考えていただいている間に、私の方から下水道について確認をさせていただきたいと思います。

まず、下水道区域の面積が減少した点については理解しており、放流管渠設備の廃止についても、先ほど排水基準が緩和されたとの説明がありました。その中で水処理の一部廃止については、若干説明不足ではないかと感じております。どのように数量が変更となるのか、面積との関係、また処理人口、処理水量、処理能力等について、もう少し詳しく説明していただければと思います。

(手塚班長)

まず、処理人口・処理水量について、計画区域内の処理人口に対する生活污水量と営業汚水量に分けて算出しております。

既設の計画では、生活污水量が210リットル/人、営業汚水量が35リットル/人となっております。

今回の見直し計画では、実際の下水道使用量等から算出し、生活污水量が205リットル/人、営業汚水量が50リットル/人に変更されております。生活污水量は減少し、営業汚水量は若干増加する結果となっております。

次に、処理能力についてですが、既設のオキシデーションディッチに関して、系列を3から2に減らすことにより、処理能力は1日あたり5,000立方メートルから3,400立方メートルに変更となっております。

3点目、家庭汚水量の原単位についても、先ほどの表記と同様に生活污水量は210リットル/人から205リットル/人、営業汚水量は35リットル/人から50リットル/人に変更となっております。以上です。

(伊達会長)

最初の回答について、原単位を出されているので処理人口も算出されているはずですが、処理人口は記載されていないのですか。

(手塚班長)

失礼いたしました。計画人口についてです。現在の全体計画では、計画区域内人口が6,620人となっております。今回見直しを行った計画では、5,086人となっており、減少しています。

(伊達会長)

ありがとうございました。

では、皆様からご意見・ご質問がありましたら、よろしく願いいたします。

(齋藤(俊)委員)

趣旨そのものは理解できましたが、図面の表記が少しわかりにくく、どのように理解すればよいのか迷うところがありました。

例えば、資料2の図面で、下水道計画の廃止部分が黄色に塗られているが、新市街地の部分も黄色で示されています。この色分けの必要性はありますか。

(八鍬班長)

こちらについては、ベース図面に都市計画図を使用している関係で、用途地域の黄色がそのまま残っている状況でした。そのため、特段、下水道の区域変更に関わる着色ではなく、ベース図による影響でした。説明が分かりづらくなり、申し訳ありませんでした。

(伊達会長)

新市街地の黄色の部分については、特に意識して確認する必要はないとのことです。

(齋藤委員)

図面を見ると何を示しているのか分かりにくい部分があり、専門的な知識がある人でないと理解が難しいかと思います。

(伊達会長)

その他の質問等ございますか。

(成田委員)

細かい話になりますが、現在のところはおっしゃった内容で皆さん理解されているため問題ありません。

ただし、今日以降この図面を受け取る方々には少し分かりにくい部分がある

と思います。そのため、過去の色分け部分を消した資料とすることは可能でしょうか。

(手塚班長)

今回のご指摘に受けまして、これを修正した図面で残したいと思います。

(伊達会長)

以上、そういうことでよろしく願いいたします。

なお、他にご質問、ご意見等がございますか。

(成田委員)

もう一点あります。重ねての発言となり申し訳ありません。

水処理施設（活性汚泥処理施設）の一部廃止について、当該施設は現存していると認識しておりますが、現在は使用されていないという理解でよろしいですか。

(手塚班長)

現状では、当該施設はバックアップとして使用しております。ただし、機械等が老朽化し始めている状況であり、将来的には更新を行わないという意味での廃止と考えております。

(伊達会長)

水処理施設は3基あるが、一部は大雨等で水量が増えた場合のバックアップ施設となっており、機械等については、年数も経過しており、本来であれば更新が必要な時期に来ていると思われませんが、今回はそれを更新しないという考え方のようです。

(成田委員)

少し気になった点として、今の大きい施設と小さい施設の2基について、それぞれの更新の際に、バックアップを動かして処理機能を維持しつつ、1号機2号機と呼ぶのかはわかりませんがその施設の更新を行っているのではないかと考えたのですが、その点については特に心配をしなくてもよろしいでしょうか。

(手塚班長)

更新の計画につきましては、仮設のポンプ等を使用して、バックアップの一系統、今回廃止の対象となる系統を使用する可能性はありますが、現時点では2系統を交互に運用するような形で対応する考えです。

(伊達会長)

おそらく大雨時は、機械の更新は行わないものの、貯水機能自体は残すため、一時的に汚水を貯留することは可能であり、日平均、日最大、時間最大の処理能力の範囲内であれば、余分な汚水は池に貯めて処理できるということで、問題なく対応可能であるとのことでした。

その他、ご意見等ございますか。

(伊達会長)

では、私の方から、現在の計画処理人口は約5,000人前後ということですが、山元町の人口は現在およそ1万1,000人かと思えます。それ以外の約6,000人は先ほどの合併浄化槽や農業集落排水事業などで対応しているという理解ですが、実際に未処理の人口はどれくらいになりますか。

(手塚班長)

公共下水道の処理人口は約6,700人です。その他、集合処理の汚水処理としては、農業集落排水の区域で上平地区が約240人、磯地区が約50人となっており、合計で約7,100人が集合処理による汚水処理を行っております。それ以外の方は浄化槽または汲み取りによる汚水処理となっております。

(伊達会長)

浄化槽については、保健所でないと正確にはわかりませんか。

(手塚班長)

浄化槽で処理している人口は、約2,600人、正確には2,640人ほどになっています。

(伊達会長)

大体 8,000 人ほどが処理されているということになりますね。汲み取りによる処理も実際にありますね。

(手塚班長)

汲み取りによる処理も実際にございまして、汲み取り人口や不明な箇所も含めると、約 1,700 人弱が汲み取りもしくは不明という状況です。

(伊達会長)

それでは、ここで皆さまから、何か確認しておきたいことはございますか。

(岩見委員)

少し聞き逃しかもしれませんが、営業汚水量が増えている理由は、すでにご説明いただいたのでしょうか。

(手塚班長)

それぞれの汚水の原単位については、実績に基づいて算定しております。

前回から明確に増えている箇所については、坂元地区の追加が影響しているものと考えられます。坂元地区に営業施設があるかどうかについては不明ですが、水道の使用登録上で、一般住宅とその他の営業用途に分けて登録されている数字を基に算定しております。そのため、前回から変化があった部分としては、坂元地区の追加が大きく影響していると考えております。

ただし、データは 1 件ずつ拾った集計であり、正確性を確認するためには個別の分析が必要であると考えております。

(岩見委員)

ちなみに、営業に分類されるのは工場などのことを指しているのですか。

(手塚班長)

具体的には工場のほか、飲食店や理髪店なども含まれます。そのため、これらが影響している部分もあると考えております。

現状の数字としては、計画よりも若干上回っており、概ね 50 リットル/人に

近い数字となっております。将来的にも、この数字に近い水準で推移する見込みです。

(伊達会長)

よろしいですか。その他質問はございますか。

(齋藤(緑)委員)

先ほど牛橋浄化センターが震災の際に被害があったと伺いました。現在、その浄化槽に関して、震災への対応はどのように行われているのか、少し不安もありましたので、お聞きしたいと思います。

(手塚班長)

浄化センターの災害復旧におきましては、もともとの設備はそのままの能力で復旧しております。追加された機能としましては、電気設備が設置されている施設の扉を防水扉に変更しており、津波や浸水、火災の際にも該当部分を保護できるよう対応しております。

(齋藤(緑)委員)

ありがとうございました。

(伊達会長)

坂元の場合、農業集落排水方式であったため、公共下水道に組み込む際に、当該部分を廃止し、ポンプで送るように改造しています。以前は、あそこから直接汚泥を排出しており、その際には臭いが発生して町まで届くこともありました。しかし現在は、すべてポンプで圧送しているため、汚泥を排出する際の臭いはほとんど出ておりません。現在は臭いの問題はほぼ解消されている状況だと思います。

その他、皆様何かございますか。

(これ以上の質疑がないことを確認した後)

異議のないものとし、本案につきましては、原案のとおり承認することに決定いたしました。その趣旨を町長に報告し、答申いたしたいと考えております。よろしいですか。

(「異議なし」とするもの多数)

(伊達会長)

では、このように進めさせていただきます。ありがとうございました。審議事項につきましては、私の役目は終了いたしましたので、補足説明等を含め、事務局の方で対応をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

4 その他

(山本課長)

それでは、次第の「4.その他」として、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定の進捗状況について、事務局より連絡事項がありますので説明させていただきます。

(谷津田主事)

都市計画班の谷津田です。現在進めております、都市計画マスタープランの改正及び立地適正化計画の新規策定における進捗状況について、ご説明いたします。

資料4 実施工程案をお手元にご用意ください。

業務自体は令和6年度から行っておりますが、この工程案では、見やすくするため令和7年度分からの工程として整理し、現在の1月中旬を赤の破線で表示しております。

当初は、令和7年度末の業務完了と計画案の公表を予定しておりましたが、昨年7月の国交省との協議により、「立地適正化計画の誘導区域には用途地域を追加指定すべき」との指導がありました。

具体的には、立地適正化計画における誘導区域とは、その区域内への人口の集約を図る区域であるということです。人口の集約を進めるためには、工場の乱立を避け、住環境を保全するための建築制限を行う必要があるとの指摘を受けております。

スクリーンをご覧ください。こちらは山元町の都市計画図で、黄色の部分が現在用途地域として指定されている区域、ピンクの部分と合わせて示しております。

ご覧の通り、現在の町内の用途地域の範囲は、震災後に整備されたつばめの杜周辺の山下駅周辺地区、宮城病院周辺地区、そして坂元駅周辺地区の計3か所となっております。山下地区を除いた宮城病院周辺地区および坂元駅周辺地区については、すでに住宅が多く建っており、震災後に新たに建てられた住宅もあることから、これ以上の居住の誘導は現在のところ困難な状況です。

今後、人口の集約をさらに進めるためには、立地適正化計画で定める居住誘導区域まで用途地域を広げる必要があります。しかし、用途地域の範囲を拡大する場合、その区域内にある既存の住宅や建築物にも、今後の増改築時に建築制限が適用される可能性があります。すでに建っている建物について直ちに改修が必要になるわけではありません。

また、現在工業系の用途で使用されている土地については、住居系用途の指定が適さない場合も考えられます。用途地域の追加指定を進めるにあたっては、事前の調査が必要となっております。

資料4にお戻りください。

用途地域の都市計画決定は令和8年度下半期を予定しますが、本業務において、赤枠で囲ってあります「用途地域指定の事前調査検討」を行い、都市計画マスタープランにその概要を反映させることから、業務期間を令和8年度に繰り越すことを予定しております。

今後は、3月末を目途に都市マス及び立適の計画書を作成し、一度都市計画審議会でご説明させていただいた後、約1ヶ月住民からパブリックコメントをいただく期間を設け、5月を目途に最終版を都市計画審議会でご説明いたします。

ここでは、都市マス・立適とも議案として提案させていただき、ご可決いただいた後、5月の全員協議会の機会を捉えて町議会へ事前説明を行い、6月議会定例会に議案提案をさせていただく予定としております。

その後、冊子を印刷製本し、町議会議員及び都市計画審議会委員の皆さまに配布させていただきます。

以上で説明を終わります。

(山本課長)

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さま方からご質問などがありましたら挙手をお願いします。

(伊達会長)

前回の審議会の最後に、町として工場誘致や住宅整備についてどちらの方向で進めるという話をしたかと思えます。

皆さまのところには、街づくりに関するアンケート調査（11月7日実施分）が届いているかと思えます。このアンケートを見ると、一般の高校生や中学生は、山元町について「職場は求めている」という印象を持っているように読み取れました。生活する環境さえ整っていればよいと考え、ショッピング施設や周囲の生活環境の整備を望み、職場は他の場所に求めるという形に見受けられます。設問の仕方にもよるかと思われませんが、長年これまで行ってきた設問と同じ形にしているとのことでしたので、昔から同様の傾向があるのではないかと思います。

工場等の誘致については、町当局に確認しても明確な回答が得られなかったことから、都市計画審議会としてマスタープランを審議するにあたっては、現状の生活環境をより豊かにする形、いわゆるベッドタウン的な方向に進めざるを得ないのではないかと考えておりました。

この件について、事務局として当局と話し合いを行った結果はどのような状況でしょうか。

(八鍬班長)

9月末に開催しました前回の都市計画審議会の際に、伊達会長よりご指摘いただきました。

事務局として、町長・副町長を交えて今後の方針について改めて確認したところ、新たに工業団地を整備するなどの方向には進めないという結論でした。ただし、既存の町有地を活用した企業誘致は、最大限行っていくとの回答を得ております。

また、会長からもありました通り、現在お住まいの方々の住環境をより豊かにする方針を重視するという認識でございます。

(伊達会長)

以上の方針を踏まえ、我々もそのつもりで審議を進めさせていただきます。
よろしく願いいたします。

(山本課長)

その他、何かご意見やご質問はございますか。

(これ以上の質疑がないことを確認した後)

無いようですので、閉会に移らせていただきます。

なお、来年度への業務繰り越しについては、来月2日の全員協議会の際、冒頭の町長あいさつにて、改めて町議会議員の皆さまにお知らせさせていただきます。

5 開 会

(山本課長)

本日は、現体制としてはじめての議案審議となりました。ご審議をいただきありがとうございました。本日の審議内容については、ホームページで議事録を公開いたしますのであらかじめご承知おき下さい。

それでは、以上をもちまして、令和7年度第2回山元町都市計画審議会を閉会いたします。

委員の皆さま、大変お疲れさまでした。

15:52 閉会